No.	サービス種別	概要	指摘事項	根拠法令等	要点		
(1)運営	1)運営に関する基準						
1	全サービス共通	運営規程において、「虐待の防止のための措置に関する事項」が定められていない。	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務の内容 ・略~ ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・その他運営に関する重要事項 貴事業所の運営規程において、「虐待の防止のための措置に関する事項」が定められていなかった。 早急に運営規程を変更し、変更届出書を提出すること。	〇大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「市条例」という。) 第32条ほか	・運営規程において、「虐待の防止のための措置に関する 事項」が定められていない事業所が多数ありました。「虐待 の防止のための措置に関する事項」は、昨年度から運営規 程に定めることが義務化されておりますので、ご確認をお 願いいたします。		
2	全サービス共通		事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。事業者は、介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 貴事業所では、業務継続計画を策定しているものの、介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施した記録が確認できなかったため、改善すること。	○市条例 第33条の2ほか	・業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施した記録が確認できない事業所が見受けられます。業務継続計画の策定等は、昨年度から義務化されておりますので、必要な措置を講じてください。		
3	全サービス共通	業務継続計画が策定されていたものの、計画に記載することとされている項目が十分ではない。	業務継続計画には、以下の項目等を記載することとされている。 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携 貴事業所では、感染症に係る業務継続計画が策定されていたものの、記載することとされている項目が十分ではなかったため、計画を見直すこと。	〇指定地域密着型サービス及び指 定地域密着型介護予防サービスに 関する基準について(平成18年3月31 日 老計発第0331004号、老振発第 0331004号、老老発第0331017号/以 下「地域密着型基準」という。)第3 一 4 (23)②ほか	・業務継続計画が策定されていたものの、記載することとされている項目が十分ではない事業所が見受けられました。 また、業務継続計画の策定等は、昨年度から義務化されておりますので、今一度業務継続計画の見直しをお願いいたします。		

No.	サービス種別	概要	指摘事項	根拠法令等	要点
			事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を請じなければならない。 (1) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおむむ46月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。		・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催していない事業所が多数ありました。また、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していない事業所が多数ありました。感染症の予防及びまん延の防止のための措置は、昨年度から義務化されておりますので、必要な措置を講じてください。
4	全サービス共通		貴事業所では、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催している記録が確認できなかった。また、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していることが確認できなかった。今後は、当該委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。また、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。		
\$		重要事項を事業所内に掲示していない。また、重要 事項がウェブサイトに掲載 されていない。	の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下「重要事項」という。)を		・重要事項を事業所内に掲示していなかったり、重要事項をウェブサイトに掲載していない事業所が多数ありました。なお、重要事項のウェブサイトへの掲載については、今年度から義務化されておりますので、情報公表システム等のウェブサイトに掲載をお願いいたします。
6	全サービス共通	事故をヒヤリハットとして記録している。	事業者は、利用者に対する介護の提供により事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 貴事業所では、転倒等の事故をヒヤリハットとして記録している事例が確認され、事故の状況及び事故に際して採った処置について適切に記録されているとは言えない状況であった。 今後は、適切に記録を行うこと。		・事故をヒヤリハットとして記録している事例が多数ありましたので、適切に記録を行ってください。 ・報告は、昨年度、介護保険最新情報Vol1332にて周知いたしましたとおり、電子メール等の電磁的方法により行うことに変更されております。これまで手交やFAXで報告いただいていた事業所もいらっしゃいましたが、今後は、電子メール等の電磁的方法により報告をお願いいたします。

No	サービス種別	概要	指摘事項	根拠法令等	要点
Q		虐待の防止のための指針が整備されていたものの、 感り込むことされている 項目が十分ではない。	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するために講じなければならない措置の一つとして、事業所における虐待の防止のための指針を整備し、次のような項目を盛り込むこととされている。 ・事業所における虐待の防止に関する基本的考え方・虐待の防止のための職員研修に関する基本方方・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項・症符等に発生した場合の相談・報告体制に関する事項・症後見制度の利用支援に関する事項・虐待等に保る苦情解決方法に関する事項・君の他虐待の防止の推進のために必要な事項・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項・その他虐待の防止の推進のために必要な事項 貴事業所では、虐待の防止のための指針が整備されていたものの、盛り込むこととされている項目が十分ではなかったため、指針を見直すこと。		・虐待の防止のための指針が整備されていたものの、盛り込むことされている項目が十分ではない事業所が見受けられました。虐待の防止にかかる措置は、昨年度から義務化されておりますので、必要な措置を講じてください。
(8)	·地域密看型通所介護 ·認知症対応型通所介護 ·小規模多機能型居宅介護 ·認知症対応型共同生活介護	認知症介護に係る基礎的 な研修等を受講していない 介護従業者がいる。	事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない、その際、事業者は、全ての介護従業者《看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 貴事業所では、認知症介護に係る基礎的な研修を受講していない介護従業者がいたため、認知症介護に係る基礎的な研修を受講していない介護従業者がいたため、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。		・認知症介護に係る基礎的な研修を受講していない介護従業者がいる事業所が多数ありました。認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置は、昨年度から義務化されておりますので、研修を受講させるために必要な措置を講じてください。
②	·小規模多機能型居宅介護 ·認知症対応型共同生活介護 ·地域密着型特定施設入居者生活	介護支援専門員(計画作成担当者)について、介護 従業者の業務が勤務時間	(例:小規模多機能型居宅介護) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機 能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、 当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅 介護事業所の他の職務に従事することができる。 (例:認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごと に、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有 する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるも のを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に 支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事す ることができるものとする。 貴事業所の介護支援専門員は、事業所における他の職務に従事しているが、介護従業者の 業務が勤務時間の大部分を占めており、介護支援専門員の業務遂行が十分できておらず、利 用者の処遇に支障がないとは言い切れない状態であった。 今後は、勤務体制を見直し、利用者の処遇に支障が出ないよう改善すること。		・他の職務にも従事している介護支援専門員(計画作成担当者)について、介護従業者の業務が勤務時間の大部分を もめており、介護支援専門員(計画作成担当者)の業務遂 行が十分できていない事業所が見受けられます。利用者の 日常の変化を把握するに足る時間の勤務を行えるよう勤務 体制を見直し、利用者の処遇に支障が出ないように措置を 講じてください。

No.	サービス種別	概要	指摘事項	根拠法令等	要点
100	·小規模多機能型居宅介護 ·認知症対応型共同生活介護 ·地域密着型特定施設入居者生活	身体的拘束等にあたる認識がなく、身体的拘束等を 行っている。		6号、第108条第2項第4号ほか 〇指定地域密着型サービスに要する 費用の額の算定に関する基準及び 指定地域密着型介護予防サービス に要する費用の額の算定に関する基	- 身体的拘束等にあたる認識がなく、四点柵の使用等を 行っている事業所が見受けられました。身体的拘束等の適 正化に係る措置を適切に講じてください。
11)	·認知症対応型共同生活介護 ·地域密着型特定施設入居者生活	利用者の被保険者証について、記載が不十分。	事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している事業所の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。 貴事業所では、退居済みの利用者の被保険者証に退居の年月日の記載がなかった。 退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載し、その記録を保管すること。	○市条例 第116条第1項ほか	・入居の年月日は記載できておりますが、退居の年月日の記載がなされていない事業所が多数ありました。入居及び退居日の記載をお願いします。また、退居の際は退居の年月日を記載し写しを保管してください。
12		勤務表について、介護従業者の日々の勤務体制及び常勤・非常勤の別等の記載が不十分。	(例:地域密着型通所介護等) 勤務体制の確保等においては、介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介 護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及 び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。 (例:認知症対応型共同生活介護) 勤務体制の確保等においては、共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常 勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にすること。 貴事業所では、介護従業者の勤務形態について常勤と記載されていたが、同一の事業者によって設置された他の事業所の管理者にも従事しており、貴事業所としての勤務形態は非常 勤であった。 今後は、事業所(共同生活住居)ごとに、日々の勤務時間を適切に整理し、常勤・非常勤の 別を明確にすること。		・勤務表は作成されておりますが、介護従業者の常勤・非常勤の別が明確でない事業所が多数ありました。特に、同一法人で複数の事業所に属している職員については、法人としては常勤職員であることから、勤務表で常勤と記載されている職員であっても、事業所毎で見ると非常勤であることが多く見受けられました。法人毎ではなく、事業所ごと(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居ごと)に明確に整理するようお願いいたします。また、事業所ごとに各サービスに求められる人員基準等について、基準違反を行うことがないよう各事業所ごとに適切に管理してください。・大村市ホームページhttps://www.city.omura.nagasaki,jp/choujukyuufu/kenko/nenkin/kaigohoken/service/tiikimittyakugatakankeikaiteibann.html の「参考様式」に、厚生労働省作成の勤務表の標準様式があります。標準様式を使用いただいても構いません。

No	サービス種別	概要	指摘事項	根拠法令等	要点		
(2	2)介護報酬請求(加算・減算)に関する基準						
1	·認知症対応型通所介護 ·地域密着型通所介護 (入浴介助加算)	入浴介助加算の入浴介助に関する研修について、入浴介助に関わる職員全員に対して行っていない。		27年3月23日 厚生労働省告示第95 号)(以下「大臣基準」という。)十四の 五	・入浴介助加算について、昨年度から「入浴介助に関わる 職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと」という要 件が加わっておりますが、入浴介助に関わる職員全員に対 し、入浴介助に関する研修等を行っていることが確認でき ない事業所が多数ありました。研修等を行っていることが確 認できる記録を残してください。		
2	全サービス共通 (介護職員等処遇改善加算)		介護職員等処遇改善加算の算定基準に、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処 遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていることが含まれている。 貴事業所では、作成した介護職員等処遇改善計画書を市長に届け出ているものの、全ての職員に周知したことについては確認できなかった。 介護職員等処遇改善計画書を全ての職員に周知するとともに、その記録を保管すること。		・介護職員等処遇改善加算の対象となる全ての介護職員に、作成した介護職員等処遇改善計画書を周知したことが確認できない事業所が多数ありました。周知したことがかる記録を保管してください。また、その他にも、介護保険最新情報(令和7年度分は、介護保険最新情報(の1353)に記載された事項を熟読の上、要件等をご確認ください。		
3	全サービス共通 (サービス提供体制強化加算)		(一) 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の七十以上であること。	号)五十一の九ほか 〇地域密着型基準 第22(1)及び(2) ほか 〇留意事項 第22(20)④ほか	・職員の割合を常勤換算方法により算出していない事業所が多数ありました。算出した結果がわかる記録を保管してください。 ・常勤換算方法により算出している事業所においても、常勤 換算方法により算出している事業所が多数ありました。常 勤換算方法とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を 勤該事業所において常勤の従業者動務すら時間数で 除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従 業者の員数に換算する方法をいうものとなります。なお、従 業者一人につき、勤務延時間数に算入することができる時 動務時間数を上限とすることとされております。これらの内容をご留意いただき、適切に算出いただくようお願いいたします。		

No.	サービス種別	概要	指摘事項	根拠法令等	要点
4		に係る指針」を定めてはいるが、盛り込むべき項目が不十分であり、内容が看取り介護に関するものとなっている。	重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、 当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。	(平成27年3月23日 厚生労働省告示 第96号)三十四 イ(3)及びハ ○留意事項 第26(12)⑥	・「重度化した場合における対応に係る指針」の内容が看取 り介護に関するものとなっている事業所が多数ありました。 「重度化した場合の対応に係る指針」に盛り込むべき項目 の例を参考の上、当該指針の見直しを検討してください。